



青森県報

号外第二十一号 平成十四年三月二十七日(水曜日)

青森県公営企業職員倫理規程の一部を改正する規程
青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程

目次

規則

- 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する規則

- 条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則

- 一部を改正する規則

- 青森県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

- 青森県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

- 青森県保健婦・助産婦・看護婦修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

- 青森県木材業者登録条例施行規則を廃止する規則

- 青森県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

- 青森県工業用水道事業条例施行規則の一部を改正する規則

(人 事 課) : 一
(青少年課) : 二

(健康医療課) : 二
(同) : 二

(林 政 課) : 三
(都市計画課) : 三

(公営企業局) : 四

公営企業

- 青森県公営企業職員倫理規程の一部を改正する規程
(公営企業局) : 八
- 青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程
(同) : 八

規則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する規則に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第十六号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する規則の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則

- 青森県職員倫理規程の一部を改正する訓令
(人 事 課) : 五
- 青森県病院事業職員被服貸与規程の一部を改正する訓令
(健康医療課) : 五
- 地方福祉事務所家庭相談員の服務等に関する規程を廃止する訓令
(こども課) : 七
(みらい課) : 七
- 青森県女性就業援助相談員規程を廃止する訓令
(労政・能力課) : 七
- 青森県非常勤屋外広告物監視員規程を廃止する訓令
(都市計画課) : 八

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する規則の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則
第二条中「第二十三条第六号」を「第二十四条第六号」に改め、同条第一号中「第二十三条第二号」を「第二十四条第一号」に改め、同条第一号中「第二十三条第三号」を「第二十四条第三号」に改める。

第三十一条中「第一十四条」を「第一十五条」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をこのに公布する。

平成十四年三月一十七日

青森県知事 木 村 守 男

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第十七号

青森県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

青森県青少年健全育成条例施行規則（昭和五十五年三月青森県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「テレホンクラブ等営業及び同項第六号に規定する」を削り、「販売等」の下に「並びに同号に規定する店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業」を加える。

第六号様式の本文「（罰則）」の前文、「第30条第5項」や「第30条第4項」に改めること。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

~~~~~

青森県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をこのに公布する。

平成十四年三月一十七日

青森県知事 木 村 守 男

#### 青森県規則第十八号

##### 青森県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

青森県医師修学資金貸与条例施行規則（平成十一年二月青森県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第五条中「一十七万七千円」を「一十八万一千円」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県保健婦・助産婦・看護婦修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をこのに公布する。

平成十四年三月一十七日

青森県知事 木 村 守 男

#### 青森県規則第十九号

##### 青森県保健婦・助産婦・看護婦修学資金貸与条例施行規則

青森県保健婦・助産婦・看護婦修学資金貸与条例施行規則（昭和二十七年四月青森県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例施行規則

第一条中「青森県保健婦・助産婦・看護婦修学資金貸与条例」を「青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例」に改める。

第一号様式の本文「青森県保健婦・助産婦・看護婦修学資金貸与条例」や「青森県保健

師・助産師・看護師修学資金貸与条例」は、「保健婦（助産婦・看護婦・准看護婦）修学資金」や「保健師（助産師・看護師・准看護師）修学資金」は、「1 保健婦

2 助産婦 3 看護婦 4 准看護婦」や「1 保健師 2 助産師

3 看護師 4 准看護師」となる。

第一号様式の本文「青森県保健婦・助産婦・看護婦修学資金貸与条例」や「青森県保健

師・助産師・看護師修学資金貸与条例」は、「保健婦（助産婦・看護婦・准看護婦）修学資金」や「保健師（助産師・看護師・准看護師）修学資金」は、「1 保健婦

2 助産婦 3 看護婦 4 准看護婦」や「1 保健師 2 助産師

3 看護師 4 准看護師」となる。

第四町様式及び第五町様式中「青森県保健婦・助産婦・看護婦修学資金貸与条例施行規則」を改める。  
 第六町様式中「青森県保健婦・助産婦・看護婦修学資金貸与条例」を「青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例」に改める。  
 第七町様式中「青森県保健婦・助産婦・看護婦修学資金貸与条例」を「保健婦(助産婦、看護婦、准看護婦)」や「保健師(助産師、看護師、准看護師)」に改める。  
 第七町様式及び第八町様式中「青森県保健婦・助産婦・看護婦修学資金貸与条例」を「青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

青森県木材業者登録条例施行規則を廃止する規則をこのに公布する。

平成十四年三月一十七日

青森県知事 木 村 守 男

**青森県規則第二十号****青森県木材業者登録条例施行規則を廃止する規則**

青森県木材業者登録条例施行規則(昭和五十年三月青森県規則第七号)は、廃止する。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

青森県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をこのに公布する。

平成十四年三月一十七日

青森県知事 木 村 守 男

**青森県規則第二十一号****青森県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則**

青森県屋外広告物条例施行規則(昭和五十一年五月青森県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条を削る。

第十二条第一項中「第七号様式」を「第六号様式」に改め、同条第三項中「第八号様式」を「第七号様式」に改め、同条第三項中「第九号様式」を「第八号様式」に改め、同条第四項中「第十号様式」を「第九号様式」に改め、同条を第十一条とする。

第十二条第一項中「第十一号様式」を「第十号様式」に改め、同条第三項中「第十一号様式」を「第十一号様式」に改め、「第十二号様式」を「第十一号様式」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条第三項中「第十四号様式」を「第十三号様式」に改め、同条を第十三条とし、第十五条を第十四条とする。

第十六条条中「第十五号様式」を「第十四号様式」に改め、同条を第十五条とする。

第十七条第一項中「第二十五条第一項第三号」を「第二十五条第一項第四号」に改め、同条第二項中「第十六号様式」を「第十五号様式」に改め、同条第三項中「第二十五条第一項第三号」を「第二十五条第一項第四号」に、「第十七号様式」を「第十六号様式」に改め、同条を第十六条とする。

第一号様式中 「**収入  
証紙**」 を削り、「指令第一号」を「第一号」に改め、

同様式の注中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とす。

第一号様式中 「**収入  
証紙**」 を削り、「指令第一号」を「第一号」に改め、

同様式の注中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とす。

第十二号様式及び第四号様式を次のように改める。

第3号様式(第9条関係)

(その1) 押なつする場合



→ 3.5センチメートル

## (その2) 打抜機により打ち抜く場合

「指令第一号」や「第二号」の格の回数式を第九回数式とする。

改め、回数式の注の一の二中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加え、同1中(3)を(4)とし、(2)の次に(3)を(4)と次のようになる。

(3) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第17条の2第1項又は旧屋外広告物に係る色彩、意匠、素材等に関する知識及び技術の審査・証明事業認定規程（平成4年2月26日建設省告示第428号）第2条の規定により認定を受けた屋外広告士資格審査・証明事業により屋外広告士の称号を付与された者

第十一節 様式母子「第13条」を、「第12条」に於ける「届け出ます」を、は、「届け出します」と読みます。

第十三回様式中「第13条」や「第12条」は、「届け出します」や「届け出ます」に

改め、同様の趣の一の二冊「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項

(3) 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第17条の2第1項又は旧屋外

広告物に係る色彩、意匠、素材等に関する知識及び技術の蓄積・証明事業認定  
規程(平成14年3月26日建設省告示第438号) 第3条の規定により認定を受け

た屋外広告士資格審査・証明事業により屋外広告士の称号を付与された者

第十回 桜痴母「第14条関係」や「第13条関係」、「第14条第3項」や「第13条

第三項 は「申込みします」を「申込ます」に、第14条第2項を第13条第2項に、「区議会議員十川卯義が」に「区議会議員十川卯義が」に替える。

第十五号様式中「第16条」を「第15条」に改め、同様式を第十四号様式とする。

第2項」に改め、同様式を第十五号様式とする。

第十七号様式由「第17条」を「第16条」に改め、同様式を第十六号様式とする。

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

وَلِلَّهِ الْحُكْمُ وَإِلَيْهِ الْمُرْجَعُ فَلَا يُنَزَّلُ مِنْهُ إِلَّا مُحَمَّدٌ رَسُولٌ وَلَمْ يَجِدْ أَنَّ أَعْلَمُ بِالْأَوْقَانِ إِلَّا هُوَ

平成十四年三月二十七日

## 青森県規則第二十二号

青森県知事 木村守男

## 青森県職員倫理規程の一部を改正する訓令

## 青森県工業用水道事業条例施行規則の一部を改正する規則

青森県工業用水道事業条例施行規則（昭和四十一年四月青森県規則第一十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「減じて得た水量に」の下に「、青森県八戸工業用水道にあつては」を、「額を」の下に「、青森県六ヶ所工業用水道にあつては一立方メートル当たり四十五円の範囲内において知事が相当と認める額を」を加え、同条第一号中「得た水量に」の下に「、青森県八戸工業用水道にあつては」を、「九十一銭を」の下に「、青森県六ヶ所工業用水道にあつては一立方メートル当たり四円八十九銭を」を加え、同条第三号中「認めた水量に」の下に「、青森県八戸工業用水道にあつては」を、「十五円二十四銭」を「十五円二十四銭」の下に「、青森県六ヶ所工業用水道にあつては一立方メートル当たり四十五円（当該水量の使用により超過使用水量が生じた場合には、その超過使用水量については一立方メートル当たり九十円）」を加え、同条第四号中「水量に」の下に「、青森県八戸工業用水道にあつては」を、「七円六十二銭を」の下に「、青森県六ヶ所工業用水道にあつては一立方メートル当たり四十五円を」を加える。

## 附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

## 訓 令

## 青森県訓令甲第四号

府 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十七日

青森県職員倫理規程（平成十三年三月青森県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「職員の休職の事由を定める条例（昭和四十四年十二月青森県条例第四十二号）第二条第一号に規定する機関」を「公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第六十九号）第二条第一項各号に掲げる団体」に改める。

## 附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

## 青森県訓令甲第五号

府 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県病院事業職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木村守男

## 青森県病院事業職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

青森県病院事業職員被服貸与規程（昭和三十一年三月青森県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「転勤」を「、転勤」に、「場合には」を「ときは」に、「終らない」を「終わらない」に改め、「第二号様式による返納書を添えて」を削る。

第六条第一項中「終らない」を「終わらない」に、「亡失き損した」を「亡失し、又はき損した」に、「すみやかに「貸与品 亡失 き損 届」（第一号様式）及び被服再貸与願（第二号様式）」を「速やかにその旨」に、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改める。

第七条中「第四号様式」を「別記様式」に改める。

別表第一中

| 看護士及び准看護士 |    |     |      | 看護婦及び准看護婦 |     |    |     |     |     |                 |              |
|-----------|----|-----|------|-----------|-----|----|-----|-----|-----|-----------------|--------------|
| 看護靴       | 靴下 | 予防衣 | 白ズボン | 看護上衣      | 看護靴 | 靴下 | 看護帽 | 予防衣 | ズボン | 看護上衣            | 看護衣          |
| 一         | 四  | 三   | 三    | 六         | 一   | 四  | 三   | 三   | 三   | 六               | 六            |
| 一年        | 一年 | 二年  | 二年   | 二年        | 一年  | 一年 | 二年  | 二年  | 二年  | 二年              | 二年           |
|           |    |     |      | 夏、冬各三     |     |    |     |     |     | 青森県立つくしが丘病院に限る。 | 青森県立中央病院に限る。 |

七

「看護婦等補助業務從事者」を「看護師等補助業務從事者」に改める。

別表第一中「看護婦又は准看護婦」を「看護師又は准看護師（女子に限る。）」に改

第一号様式から第四号様式までを削り、第一号様式を次のように改める。

別記様式（第7条関係）

報 号外第21号

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

附則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県訓令甲第六号

序 中 一 般

青森県女性就業援助相談員規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十七日

青森県知事  
木村守男

青森県女性就業援助組合設立規程を廃止する訓令

平成十四年三月二十七日

青森県知事  
木村守男

## 地方福祉事務所家庭相談員の服務等に関する規程を廃止する訓令

（昭和三二九月廿日正午）  
地ノ名木屋久保田貢木語事の用意等に關する夫利  
第三十九号）は、廃止する。

附  
則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第七号

序 中 一 般

5

青森県女性就業援助相談員規程（昭和三十七年八月青森県訓令甲第三十二号）は廃止する。

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第八号

青森県非常勤屋外広告物監視員規程を廃止する訓令を次のように定める。

立成十四年三月十七日

青森県知事 木村守男

## 青森県非常勤屋外広告物監視員規程を廃止する訓令

青森県非常勤屋外広告物監視員規程（平成十二年三月青森県訓令甲第十三号）は、  
廃止する。

附  
則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

公 嘗 企 業

青森県公営企業職員倫理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事  
木村守男

青森県公営企業管理規程第二号

## 青森県公営企業職員倫理規程の一部を改正する規程

## 青森県公営企業職員倫理規程（平成十三年四月青森県公営企業管理規程第三号）の

第五条第一項中「職員の休職の事由を定める条例（昭和四十四年十二月青森県条例第四十一号）第二条第一号に規定する機関」を「公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第六十九号）第二条第一項各号に規定する団体

に改める。

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

## 青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する

平成十四年三月二十七日

青森県公営企業管理規程第三号

# 青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程

青森県公営企業職員就業規則（昭和四十二年四月青森県公営企業管理条例第二号）の一部を次のように改正する。

第七条中「一歳」を「三歳」に改める

第二十五条の三第一項中「二歳」を「三歳」に改める。

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

序 中 一 般

|              |               |
|--------------|---------------|
| 青森市長島一丁目一番一号 | 青森市古川二丁目一七番五号 |
| 青森県          | 東奥印刷株式会社      |

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十七円八十五銭